

平成27年度行政事業レビューシート (復興庁)										
事業名	金融機能安定・円滑化復興事業			担当部局	復興庁		作成責任者			
事業開始年度	平成24年度	事業終了(予定)年度	終了年度未定	担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 小瀬 達之			
会計区分	東日本大震災復興特別会計			政策・施策名	政策：復興施策の推進 施策：東日本大震災からの復興に係る施策の推進					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	「二重債務問題への対応方針」 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 「東日本大震災からの復興の基本方針」 「平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用について」(閣議決定)					
主要政策・施策				主要経費						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>○東日本大震災の被災金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること。</p> <p>○「一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会」の事業に係る経費を補助することによりガイドラインによる債務整理を円滑に進め、また、ガイドラインを含む被災者支援施策の認知向上等により施策の実効性を向上させることにより、債務者の生活再建に資することを目的とする。</p>									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>○金融機能強化法(震災特例)に基づき国の資本参加を行うにあたり、金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、フィナンシャル・アドバイザー(FA)業務を外部専門家に委託する。</p> <p>○一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会に対して、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に則し実施する以下の業務に関連して、被災された債務者が弁護士等の専門家に支払う手続費用(報酬及び実費(郵送、交通、宿泊に要する費用))を対象に全額補助を実施。</p> <p><対象業務></p> <p>①個人債務者による債務整理の申出の支援 ②個人債務者の弁済計画案の作成の支援 ③弁済計画案についての報告書の作成(弁済計画案のチェック) ④弁済計画案の説明等の支援</p> <p>また、ガイドラインを含む被災者支援施策に係る周知広報を実施する。</p>									
実施方法	直接実施、委託・請負、補助									
予算額・執行額 (単位:百万円)			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	755	461	305	244				
		補正予算	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計		755	461	305	244	0			
	執行額		186	153	64					
執行率(%)		25%	33%	21%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	27年度 2,372	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度		
		「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を適用する個人債務者の数 ※成果実績は、各年度末における債務整理成立件数(累計・ストック値)及び、債務整理に向けて準備中の件数(フロー値)の合計 なお、目標値については、各年度の予算積算時における見込み値を記載している。	成果実績	件	1,252	1,369	1,364	-		
			目標値	件	10,243	1,778	2,103			
			達成度	%	12.2%	77%	64.9%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	27年度 854	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度		
					成果実績	件	284	584	333	-
					目標値	件	8,195	1,174	832	
	達成度	%	3.5%	49.7%	40%					

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24～26年度の達成状況・実績			
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	<p>○本事業の目的は、東日本大震災の被災金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するための態勢整備であり、定量的な目標を示すことは困難。</p> <p>○「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の適用期限は明示的に設けられておらず、震災からの復興状況を踏まえながら、個人版私的整理ガイドライン運営委員会又は個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会を構成する関係者において、協議を行い、適用を終了することを予定しているとされている（「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」Q&A Q.10-4参照）ことから、最終年度における定量的な成果目標を設定することは困難。</p>			<p>○金融機能強化法（震災特例）に基づき国の資本参加を行うにあたり、金融機関等が発行する優先株式等の商品性の審査体制の確保。24～26年度において、金融機能強化法に基づく資本参加の申請があった際には法令に基づき適切な審査が図られた。</p> <p>○個人版私的整理ガイドラインの運用支援及び活用促進。24～26年度において、被災者にとって利用しやすい制度となるよう、累次に渡り運用の見直しを実施した。また、活用を促進するため、被災地の金融機関に繰り返し要請を行うとともに、テレビ・新聞等の活用のほか、被災地の自治体や弁護士会等の関係先と連携した周知広報を実施。</p>		
活動指標及び活動実績（アウトプット）	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関が、円滑な資金供給を行うため資本増強が必要と判断する際には、金融機能強化法（震災特例）の活用を促す。 金融機能強化法（震災特例）に基づく資本増強に係る商品性の審査を適切に外部専門家に行わせる。 金融機能強化法（震災特例）に基づく国の資本参加に係るFA業務委託件数は、右記のとおり。 	活動実績	件	2	0	0	
		当初見込み	件	8	8	4	-
活動指標及び活動実績（アウトプット）	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	弁護士等の専門家が報酬の支払いの対象となる業務に従事した実績	活動実績	人日	4,932	4,722	1,806	
		当初見込み	人日	18,000	6,545	4,543	3,848
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	予算執行額／委託件数	単位当たりコスト	円／件数	3.5	0	0	-
		計算式	/	7 / 2	-	-	-
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	<p>執行額／成立件数</p> <p>※ 各年度における補助金は現に成立した案件だけでなく、成立に向けて準備中の案件についても支払われる点に留意が必要。</p>	単位当たりコスト	円／件数	510,404	208,779	127,747	238,069
		計算式	/	144,954,596 / 284	121,926,920 / 584	42,539,884 / 333	203,311,000 / 854
平成27・28年度予算内訳（単位：百万円）	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由			
	個人債務者私的整理支援事業費補助金	203					
	庁費	20					
	諸謝金	20					
	計	243	0				

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	○F/A業務は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保することに必要であり、国民や社会のニーズを的確に反映している。 ○本経費は「事業の目的」を果たすために必要な個人債務者私的整理支援事業費補助金等である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	○F/A業務は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保することに必要であり、国民や社会のニーズを的確に反映している。国が実施すべき事業のため、地方自治体、民間等に委ねることができない。 ○ガイドラインは与野党の「三党一次合意事項」、政府の「二重債務問題への対応方針」等を踏まえて策定されたものであり、震災による被災者の生活再建支援という極めて公共性の高い目的のために実施された事業であることから、国において実施することが適当。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	○F/A業務は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保することに必要であり、政策体系の中で優先度の高い事業である。 ○震災による被災者の生活再建支援という極めて公共性の高い目的のために実施された事業。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	○F/A業務委託経費については、その性質上、入札に付すことが不可能であるため随意契約としているが、複数業者から見積書を徴取するなど、競争性の確保に努めている。 ○被災者支援施策に係る周知広報について、一般競争入札に付すこと等により、競争性を確保し、経費の節減を図っている。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	○F/A業務委託経費については、その性質上、入札に付すことが不可能であるため随意契約としているが、複数業者から見積書を徴取しており、単位当たりコスト等の水準の妥当性を確保している。 ○補助金については、その性質上、経費の節減は不可能であるが、目的に照らして適切に支出されているか確認を行っている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	○F/A業務委託経費について、金融機関からの申請があったもののみを対象としており、真に必要なものに限定されている。 ○補助金、周知広報ともに、目的に照らして適切に支出されているか確認を行っており、真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	○F/A業務委託経費に係る不用率が大きい理由は、金融機関からの申請が行われなかったことから、当該資本参加に係る商品性の審査等の外部専門業者への委託費用が発生しなかったためである。 ○当該補助金に係る不用率が大きい理由は、被災された方々の中には、防災集団移転促進事業が進まず、新居建築費用が決まらないことから、ガイドラインの利用について検討中としている方もおり、利用実績が当初の見込みを下回っているためである。
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	○	○F/A業務委託経費については、その性質上、入札に付すことが不可能であるため随意契約としているが、複数業者から見積書を徴取するなど、コスト削減に努めている。 ○補助金については、その性質上、経費の節減は不可能であるが、周知広報については、業者に依頼した業務の一部の作業を自ら行うなど、経費の削減を行ったほか、より効果的な周知広報策を採用するなどの工夫を行っている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	○補助金については、被災地の債務者の生活再建に資する観点から万全の措置として手当したものであり、見込みを達成することが重要な目的ではないが、ガイドラインの更なる利用が進むよう引き続き周知広報に努めていく。 なお、被災者の中には、防災集団移転促進事業が進まず、新居建築費用が決まらないことから、ガイドラインの利用について検討中としている方もいる。

	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	○周知広報を行うために、作製したチラシ等の成果物については、自治体、金融機関と連携し配布を行うなど、十分に活用している。			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
点検・改善結果	点検結果	<p>○平成26年度の予算と実績を比較すると多額の不用が生じている。これは、金融機能強化法(震災特例)に基づく資本参加の申請が行われなかったことから、当該資本増強に係る商品性の審査等の外部専門業者への委託費用が発生しなかったためである。</p> <p>○FA業務については、被災者の事業・生活の再建や、被災地域の復興に向けた支援に積極的かつ継続的に取り組むため、多くの金融機関等から資本参加の申請がある場合や大規模なFA業務委託が必要な場合に対応するため、予算確保が必要。</p> <p>○被災者の中には、防災集団移転促進事業等が進捗途上にあり住居の再建方法や新居に要する費用が決まらないこと、被災した土地の買取り手続きが終了していないこと等から、ガイドラインの利用を控えている方もいると考えられる。一方で、防災集団移転促進事業を始めとする地域の復興計画が進捗してきており、ガイドラインの活用が見込まれることから、28年度においてもガイドラインの利用者に十分対応できる予算確保が必要。</p> <p>○26年度に実施したガイドラインのアンケート調査等からは、引き続き、ガイドラインを利用する可能性のある者のいることが見てとれるため、今後も周知広報を行っていく必要がある。</p>				
	改善の方向性	<p>○FA業務は、被災地の復興支援に万全を期すことには変わりはないものの、震災から相当程度の期間が経過したことを踏まえ、27年度は予算要求額の見直しを行ったところである。</p> <p>○補助金については、直近の利用実績や防災集団移転促進事業の進捗を踏まえた積算を行った。周知広報経費については、過年度の一般競争入札による契約単価実績に基づき、積算単価の見直しを行ったほか、被災者への周知効果を踏まえた周知広報施策を採用する等、効果的・効率的な予算としている。</p> <p>○補助金については、その性質上、経費の節減は不可能であるが、目的に照らして適切に支出されているかについては確認を行っている。</p> <p>○被災者支援施策に係る周知広報経費については、一般競争入札に付すこと等により、競争性を確保し、経費の節減を図っているほか、過去の実績やアンケート調査結果を基に、新たな周知広報を含め、より効果的な周知広報策を実施している。</p>				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	13	/
平成25年度	016	平成26年度	027			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

復興庁
305百万円

(金融庁へ移替)

金融庁
64百万円

金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する。
預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミック
リスクの未然防止を図る。

《個人債務者の私的整理に係る支
援に必要な経費》

【補助金】
1先:43百万円

A. 一般社団法人
個人版私的整理ガイドライン
運営委員会
1先:43百万円

東日本大震災において被災
した個人債務者が私的整理
をする際の弁護士費用等の
補助(業務費のうち弁護士等
の専門家への報酬及び郵送、
交通、宿泊に要する費用の
補助)。

《被災者支援施策に係る周知広報
等に必要な経費》

【一般競争入札・委託】
3先:15百万円
【随意契約(少額)・委託】
14先:7百万円

B. 民間会社
(株)第一広告社等
17先:22百万円

被災地において、相談会を開
催、被災者支援策の周知・広
報を実施。

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	個人債務者私的整理支援事業費補助金	43			
計		43	計		0
B.(株)第一広告社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
広告費	テレビスポット・新聞折込広告経費	7			
広告費	無料相談会広告経費	2			
広告費	広報チラシ作成・印刷業務	0.5			
広告費	住宅展示場における広報業務	0.5			
計		10	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会	東日本大震災において被災した個人債務者が私的整理をする際の弁護士費用等の補助	43	—	

B.民間会社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)第一広告社	個人版私的整理ガイドラインの周知広報のための制作及び実施業務	7.5	5	79.8%
2	(株)第一プランニング	個人版私的整理ガイドラインの周知広報のための新聞広告及び交通広告業務	6.4	4	83.9%
3	仙台CATV(株)	個人版私的整理ガイドラインの周知広報のための番組制作及び放送業務	2.4	4	97.4%
4	(株)ソノベ	個人版私的整理ガイドラインの認知度等に関する調査業務	1	随意契約	
5	(株)第一広告社	住宅再建ワンストップ相談会の広告チラシの作成、新聞折込み業務等	0.9	随意契約	
6	(株)ソノベ	個人版私的整理ガイドラインの認知度等に関するアンケート調査に伴う印刷・封入業務等	0.9	随意契約	
7	(株)第一広告社	住宅再建ワンストップ相談会の広告チラシの作成、新聞折込み業務等	0.8	随意契約	
8	(株)キクチ	個人版私的整理ガイドライン周知広報用マスク購入契約	0.6	随意契約	
9	(株)キクチ	個人版私的整理ガイドライン周知広報用マスク購入契約	0.6	随意契約	
10	(株)第一広告社	個人版私的整理ガイドライン周知広報用チラシの製作及び印刷業務	0.5	随意契約	